

令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
ヤングケアラーへの早期対応に関する研究

ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関する
ガイドライン
(案)

令和2年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

<目次>

| | |
|--|----|
| 1. なぜ、ヤングケアラーへの支援が必要か | 1 |
| (1) ヤングケアラーとは..... | 1 |
| (2) なぜ、子どもがケアを担うのか..... | 2 |
| (3) ヤングケアラーは、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある..... | 3 |
| (4) ヤングケアラーへの支援における要保護児童対策地域協議会の役割..... | 4 |
| 2. 本ガイドラインにおけるヤングケアラーへのアセスメントの位置づけ | 6 |
| (1) まずは、子どもの権利侵害の可能性を客観的に把握できる子どもから..... | 6 |
| (2) アセスメントシートの活用・展開により、多様な視点からのヤングケアラーの把握へ..... | 6 |
| (3) ヤングケアラーを把握した後の、「支援体制」の構築が重要..... | 8 |
| 3. ヤングケアラーを把握するためのアセスメント | 9 |
| (1) アセスメントの視点..... | 9 |
| (2) アセスメントの流れ..... | 9 |
| (3) 本アセスメントシートの使い方..... | 12 |
| (4) アセスメントの結果に基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討..... | 13 |
| 4. ヤングケアラーへの支援における留意点 | 14 |
| (1) 「ヤングケアラー」であることを、子どもや保護者等が認識していないことを考慮した対応..... | 14 |
| (2) ケアを担っていることを否定しない..... | 14 |
| (3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮..... | 14 |
| (4) 子どもに対するメンタル面でのサポートが必要..... | 15 |
| (5) 子ども自身を必要な支援につなぐことも検討..... | 15 |
| (6) 「家族調整」が必要..... | 15 |
| 5. ヤングケアラーの早期発見・対応に向けた取組みと今後の課題 | 16 |
| (1) 「ヤングケアラー」の理解促進・認知度の向上への取組み..... | 16 |
| (2) 要対協における研修の実施..... | 16 |

1. なぜ、ヤングケアラーへの支援が必要か

(1) ヤングケアラーとは

- 本ガイドラインでは、『ヤングケアラー』を、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とします。
- 一般社団法人 日本ケアラー連盟のヤングケアラープロジェクトでは、ヤングケアラーの具体例として、以下のように紹介されています。

【図表1】ヤングケアラーの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

- 要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という）に対する「ヤングケアラーの早期発見に関するアンケート調査¹（以下、「2019年度調査」という）」において、「ヤングケアラー」という概念を認識しているかについて聞いたところ、「認識している」と回答した要対協が 46.7%、「昨年までは認識していなかったが、認識するようになった」が 28.0%、「認識していない」が 25.0%と、昨年度の「ヤングケアラーの実態に関するアンケート調査」²に比べて「認識している」と回答した要対協の割合が大幅に増加しました。
- しかし、ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握しているかについて聞いたところ、「把握している」と回答した要対協は 30.1%にとどまり、「ヤングケアラーと思われる子どもはいるがその実態は把握していない」の回答が 27.7%となりました。
- 今年度の調査で具体的に要対協の要保護・要支援・特定妊婦登録件数のうち「ヤングケアラー」と

¹ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーの早期発見に関するアンケート調査」（2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの早期発見に関する調査研究）2019

² 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーの実態に関するアンケート調査」（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」）2018

思われる子どもが1件以上いると回答した自治体は219自治体、ヤングケアラーと思われる件数は全体で1,741件となっています。

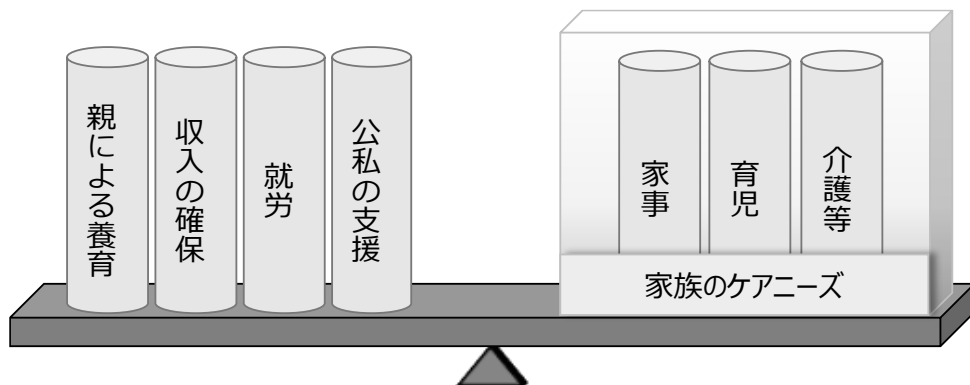
- また、「ヤングケアラー」と思われる子どもの有無にかかわらず、要対協が所属する自治体等で、ヤングケアラーに関する取り組みを行っているところは、12.9%にとどまっています。
- ヤングケアラーという概念に対する認識はやや進んだものの、ヤングケアラーの実態把握やヤングケアラーに対する取り組みはまだ進んでいないのが現状であり、把握ができていない「ヤングケアラー」がまだ多く存在すると考えられます。

(2) なぜ、子どもがケアを担うのか

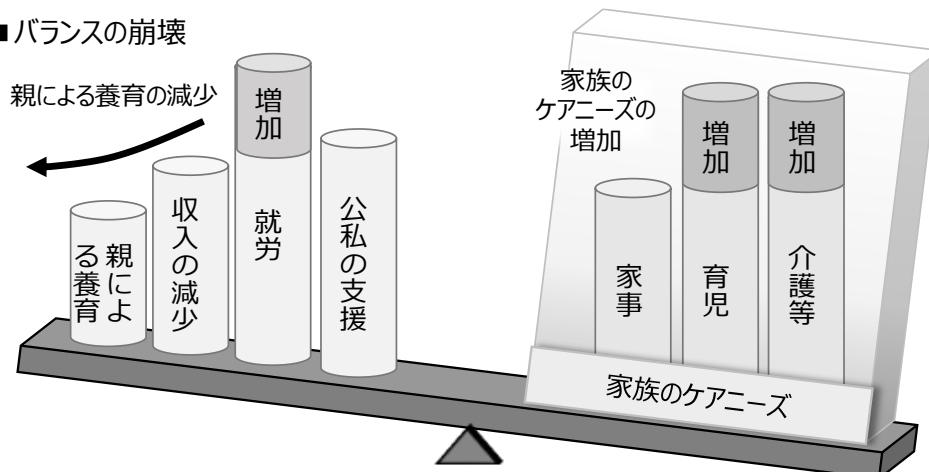
- 親の就労や養育・扶養機能と、家事・育児・介護等の家族のケアニーズとのバランスがとれている状態から、家族が病気になったり、障がいをもつことでケアニーズが増えたり、親の離婚やそれに伴う就労時間の増加などにより養育・扶養機能が不十分になると、そのバランスが崩れます。
- そのバランスをとるために必要となるサポートを親族等や公的なサービスから受けることができない、またはそのサポートが十分でない場合に、子どもが家族のケアニーズを支える側にまわり、バランスをとるという状況が発生します。一度この状態になってしまうと、バランスを保ち続けるために、子どもがケアを担い続けざるを得ない家族のシステムになってしまうのです。

【図表2】なぜ、子どもがケアを担うのか

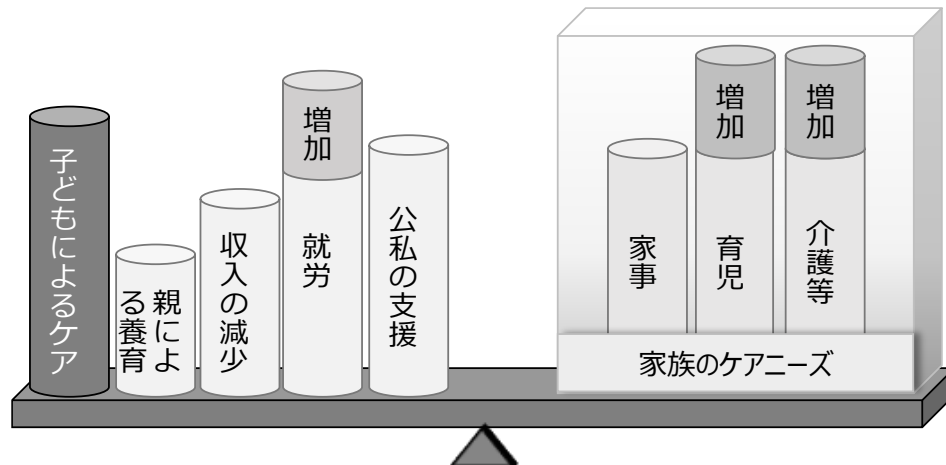
■ バランスの取れた生活



■ バランスの崩壊



■ ヤングケアラーによるバランスの保持



(3) ヤングケアラーは、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある

- 平成 28 年 6 月に「児童福祉法の一部改正する法律」が公布・施行され、「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有する」ことが明確化されました。
- 子どもには、「健康を守る権利」、「教育を受ける権利」、社会生活において同世代の子どもたちとの関係性をつくっていくなどの「育つ権利」などの様々な権利があります。そして、これらの権利を侵害されている子どもについては、その子どもの権利を守るために必要な支援を行い、子どもの権利回復・権利保障に努めなくてはなりません。
- 「ヤングケアラー」の子どもたちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。また、その結果、勉強がうまくいかなかったり、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことも考えられます。
- しかし、子ども自身はそのような状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せてなかったりしている子どもも多くなります。2018 年度に実施した「ヤングケアラーの実態に関するアンケート調査³（以下、「2018 年度調査」という）」において、要対協が把握しているヤングケアラーについて、ヤングケアラー自身がヤングケアラーとして認識しているかについて聞いたところ、「認識している」との回答は約 12%にとどまっていました。
- そのような状況の子どもに対して、まわりの大人が早く気づき、子どもの想いを聴き、必要な支援につなげて「不適切なケア」や「過度なケア」を行う状況を改善することで、例えばケアをしながらであっても、子どもらしく生きる権利を回復し、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが求められています。

³ 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「ヤングケアラーの実態に関するアンケート調査」
 (平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究) 2018
 (https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_14.pdf)

- ヤングケアラーであった子どもは、大人になってから仕事がうまくいかなかったり、友人関係が築きにくかったりする可能性があります。また、ヤングケアラーの中には、周りの人に頼るという経験を持たず、大人になっても周りを頼れず課題を抱え込んでしまう人もいます。例え1回であったとしても、「周りの人が助けてくれた」という経験をつくるのがヤングケアラーの将来のためにも重要です。

(4) ヤングケアラーへの支援における要保護児童対策地域協議会の役割

① 「子どもの権利侵害」の視点で子どもへの支援の必要性を確認

- 要対協におけるアセスメントは、「虐待かどうか」のアセスメントに偏りがちです。特に要支援児童の場合には、家庭支援に目が行ってしまうことも多く、子どもへの支援の必要性に関する確認が抜けやすいという現状があります。
- しかし、虐待等による「生きる権利」の侵害だけでなく、「育つ権利」や「教育を受ける権利」など、子どもにとって侵害されている権利があれば、その権利が守られるよう必要な支援を行わなくてはなりません。
- まずは子どもの安全確保などの緊急性の高い対応を行うことが必要ですが、そのうえで改めて、また虐待等によるリスク・緊急性が低いと判断されたケースを含めて、後段で紹介する「アセスメントシート」等を活用し、子どもの権利が侵害されている状況にないか、子どもへの支援の必要性やどのような支援を必要としているか（ニーズ）を確認したうえで、必要な支援や関係機関につないでいくことが求められます。

② ヤングケアラー支援の核として、ヤングケアラーの認知度向上と多様な他機関との連携を期待

- ヤングケアラーへの支援においては、「ヤングケアラーであることを発見すること」と「子どもの状況や意向に応じた支援に結び付けていくこと」の2つをセットで考えていくことが重要です。そして、その2つのプロセスともに、学校や福祉・医療サービス、行政機関等の関係機関との連携・協力が必要となります。
- 要対協は、児童福祉に関する機関だけでなく、多様な機関で構成されており、所管を超えた連携を行うための組織体です。そのため、要対協においてヤングケアラーに対するアセスメントや援助方針等が検討されることは、多様な機関による支援に円滑につながりやすいだけでなく、それらの機関においてヤングケアラーという概念が認知されることで、ヤングケアラーの早期発見にもつながっていくと考えられます。
- しかし、前述の2019年度調査において、「要対協においてヤングケアラーの概念を認識しているか」について聞いたところ、「認識している」と回答した要対協は5割弱にとどまりました。2018年度調査における同設問・同回答では3割弱であったことから、認知度は確実にあがってはいますが、それでも「ヤングケアラー」という概念がまだまだ浸透していない状況です。
- 本ガイドラインで紹介するアセスメントシート（アセスメント項目）を要対協において共有し、ヤングケアラーの概念、なぜ支援が必要かなどの認知度・理解の向上を図ることにより、ヤングケアラーの早期発見や円滑な支援につながっていくことを期待しています。そして、ヤングケアラーへの支援という視

点から、ソーシャルワークとして領域を横断した機関がつながっていくことで、多様な選択肢の中から子どもの状況や意向に応じた支援メニューを選択できる環境づくりが進むことを期待します。

2. 本ガイドラインにおけるヤングケアラーへのアセスメントの位置づけ

(1) まずは、子どもの権利侵害の可能性を客観的に把握できる子どもから

- 家事や家族の世話の多くは家庭内で行われるため、子どもがそれらを担っているかを家族以外が把握することは容易ではありません。2019 年度調査において、『『ヤングケアラー』と思われる子どもはいるが、その実態把握してない』と回答した要対協にその理由を聞いたところ、「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」との回答が最も多く、67.2%となりました。
- そこで、本ガイドラインのアセスメントシートでは、「子どもと関わりのある第三者でも気づける可能性のある子どもの様子・状況」をアセスメント項目として整理しています。
- そのため、これらのアセスメント項目で、全てのヤングケアラーが把握できるわけではありません。しかし、第三者でも気づける状況は、子どもの権利が侵害されている可能性が高い、つまり支援の必要性も高いと考えられることから、まずはそのような子どもを把握し、支援につなげることを目的としています。

(2) アセスメントシートの活用・展開により、多様な視点からのヤングケアラーの把握へ

- 支援を必要としているヤングケアラーは、「客観的に把握できる子ども」だけではありませんが、そのような子どもを少しでも多く把握するためには、子ども自身や学校、その他、多様な関係機関の理解・協力が必要です。
- より多くの視点からヤングケアラーの把握が進むよう、本ガイドラインのアセスメントシートの活用、展開がされていくことが望まれます。

① 子ども自身のセルフアセスメント

- 高校生にたずねたヤングケアラーに関する調査⁴から、ヤングケアラーであるということを自分で認識するのは難しいということが指摘されています。また約半数が、自分がケアをしていることを誰にも話していませんでした。
- 「学校に行けていない」など、外部からわかるような状況に至っていないと、周囲からは気づきにくいのもヤングケアラーの特徴の1つです。
- そのため、要対協や学校などで発見できるようにしていくのと同時に、子ども自身が気づけるような機会をつくっていくことも重要であるといえます。また、子どもが「不安に感じている」ということが分かれば、ヤングケアラーなど支援の必要性についてのアセスメントにつながることから、子ども自身によるセルフアセスメントシートに展開されていくことが求められます。

② 学校におけるアセスメント

- 「学校」は、子どもが多くの時間を過ごす場であり、子どもの様子がよくわかります。「学校に行けていない」、「遅刻が多い」、「宿題ができていない」など、子どもが本来やるべきこと、やれていなくてはいけ

⁴ 宮川雅充、濱島淑恵「高校生の家庭生活と学校生活に関する調査-高校生ヤングケアラーの実態調査-」2017、宮川雅充、濱島淑恵「ヤングケアラーとしての自己認識」『総合政策研究』2019 (<http://hdl.handle.net/10236/00028289>)

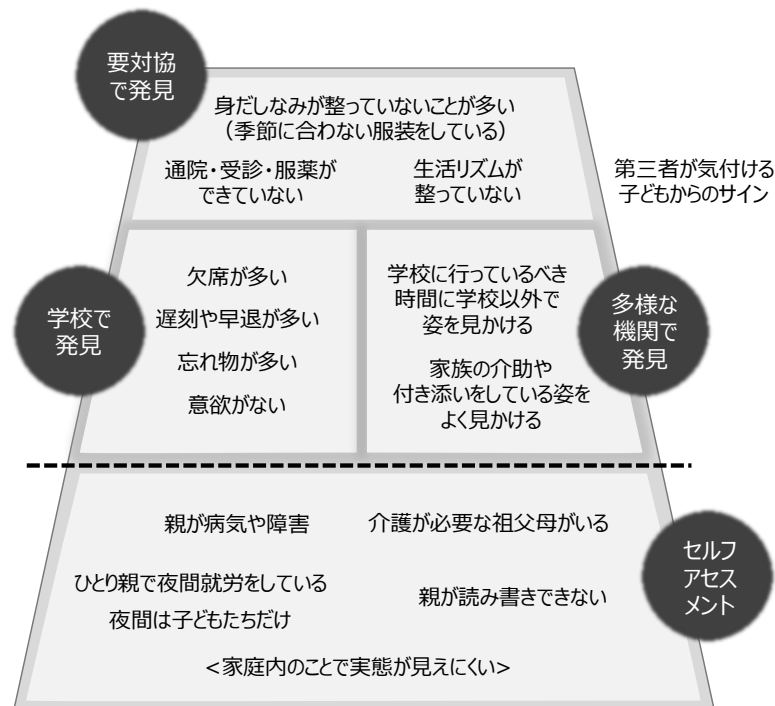
ないことが「できていない」というサインが分かりやすく確認できる場です。また、子どもにとって「相談しやすい身近な大人」がいるかもしれません。

- そのため、学校は、ヤングケアラーである可能性に気づきやすい場所であり、ヤングケアラーの早期発見において、学校の協力は欠かせません。学校において、どのような視点で子どもの様子・状況をチェックすればよいのかを可視化したツールが作成されることで、「学校に来ているから問題ない」ではなく、改めて学校においてヤングケアラーであることが心配される子どものチェックが行われ、要対協に報告があがってくる状況が望まれます。
- また、チェックする視点の可視化、共有することは、要対協が行うヤングケアラーに関する情報収集等を効果的に行うことにもつながっていくと考えられます。学校の先生と一緒にアセスメントが行える体制・連携が期待されます。

③ 福祉サービス、医療機関、自立相談支援機関などの多様な機関におけるアセスメント

- 小さな子どもの親の中には、精神疾患を持っていて、精神科の医療機関や障がい福祉の機関等に通院等を行っているケースがあります。また、祖父母の介護をしているなどで、地域包括支援センターやケアマネージャーとの関わりがあるケースもあります。
- そういった支援機関においても、ヤングケアラーの概念が浸透し、ヤングケアラーの可能性が確認されるようになれば、支援につながる可能性が高まります。学校におけるチェックシートと同様、それぞれの機関の特性を踏まえたチェック項目からなるツールに展開・共有されることで、多様な機関から情報が集まり、早期の発見・支援につながることを望まれます。

【図表3】多様な視点からヤングケアラーを把握する



(3) ヤングケアラーを把握した後の、「支援体制」の構築が重要

- 前述の通り、ヤングケアラーへの支援の難しさの一因は「把握しにくい」ことですが、ヤングケアラーの認知度や理解が進んでいない現状においては、把握した後に「適切な支援につないでいく」ことができる環境づくりの取組みも必要です。
- (1) の通り、本ガイドラインのアセスメント項目から把握できる子どもは、ヤングケアラーの一部かもしれません。しかし、本ガイドラインならびにアセスメントシート等の活用をきっかけとして、要対協で把握できるヤングケアラーへの支援の取組みが進められることで、(2) のような多様な視点で把握されたヤングケアラーを含めて、適切に支援につなげていけるよう、市区町村における支援体制の強化や、活用できる資源の充実が期待されます。

3. ヤングケアラーを把握するためのアセスメント

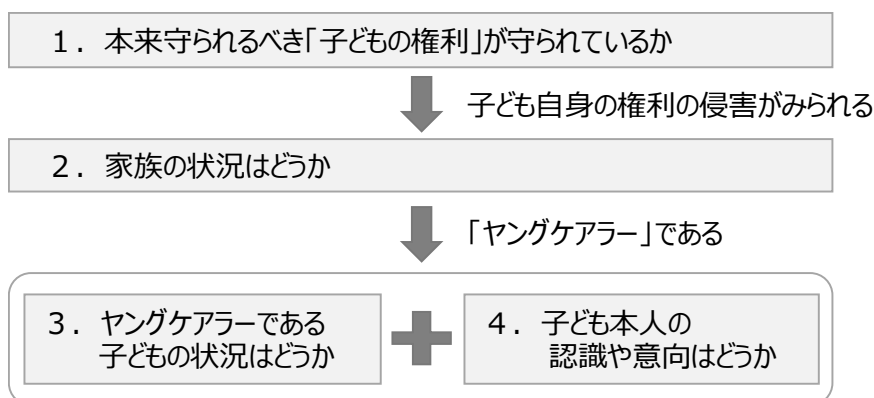
(1) アセスメントの視点

- 前述の通り、本ガイドラインにおけるアセスメントは、「子どもの様子・状況」からヤングケアラーである可能性を把握することを目的としています。そのため、「子ども自身の権利が侵害されていないか」「どのような権利が侵害されているか」を確認し、そのうえで、その権利侵害の理由が「ヤングケアラー」であるかを確認していく構成としています。
- また、ヤングケアラーへの支援は、「子ども自身と問題やニーズ（必要としていること）を共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していく」ものであり、そこが「命の安全確保が最優先」である被虐待児への対応と大きく異なる点です。そのため、家族の状況や家族の中で子どもの役割や様子だけでなく、「子ども自身がこの状況をどう思っているか」「どうしたいと思っているか」といった子どもの想いや希望もきちんと把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要です。

(2) アセスメントの流れ

- アセスメントは、次の4つの視点で順に確認していきます。

【図表4】アセスメントの流れ



① 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか ～子ども自身の権利が侵害されていないか

- 守られるべき子どもの権利として、「健康に生きる権利」「教育を受ける権利」「子どもらしく過ごせる権利」が侵害されている可能性がないかを確認します。
- これらの項目は、ヤングケアラーの子どもにみられやすい特徴です。該当する項目がある場合には、「ヤングケアラー」という視点で改めて子どもや家庭の状況を確認してください。なお、「★」が付いている項目はヤングケアラーである可能性が高い特徴です。
- なお、項目の中に「多く」「よく」などの表現を使用していますが、その頻度が「支援を必要とする状態か」は、子どもの状況により異なります。まずはそのような子どもの様子があるかを確認したうえで、その頻度や状況等を踏まえ、支援の必要性を判断することが必要です。

【図表5】「子どもの権利」に関するアセスメント項目

| 健康に生きる権利 | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない | ★ |
| <input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある | ★ |
| <input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） | ★ |
| (その他の気になる点) | |
| <input type="checkbox"/> 表情が乏しい | <input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた |
| <input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口に出している | <input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた |
| <input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口に出している | <input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない |
| <input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない | <input type="checkbox"/> 虫歯が多い |
| <input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている） | |

| 教育を受ける権利 | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校 | ★ |
| <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い | ★ |
| <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い | ★ |
| <input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある | ★ |
| (その他の気になる点) | |
| <input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い | |
| <input type="checkbox"/> 学力が低下している | |
| <input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い | |
| <input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い | |
| <input type="checkbox"/> 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない | |
| <input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い | |
| <input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い | |
| <input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する | |
| <input type="checkbox"/> 校納金が遅れる。未払い | |
| <input type="checkbox"/> クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い | |
| <input type="checkbox"/> 高校に在籍していない | |

| 子どもらしく過ごせる権利 | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない | ★ |
| <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している | ★ |
| <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている | ★ |
| <input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある | ★ |
| <input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある | ★ |
| <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしていることがある | ★ |
| (その他の気になる点) | |
| <input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける | <input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い |
| <input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない | <input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた |

② 家族の状況はどうか ～権利を侵害されている可能性のある子どもは「ヤングケアラー」か

- ①において、子ども自身の権利の侵害がみられる場合には、「家族の構成（同居している家族）」「サポートが必要な家族の有無とその状況」、そして「子どもが行っている家族等へのサポートの内容」の3点について確認し、ヤングケアラーかどうかを判断します。
- また、入浴介助や排せつの介助、ケアを必要とする人の身体を持ち上げるなどの身体的介護、ケアの相手の生命にかかわるケアや感情面のサポートなどは子どもにとって身体的・精神的な負担が大きく、子どもが行うには「不適切なケア」と考えられ、支援の緊急度は高いと考えられます。そのため、子どもが行っているサポートの内容については、具体的な状況を確認する必要があります。
- なお、サポートが必要な家族が「特にいない」、子どもが行っている家族等へのサポートの内容が「特にしていない」という場合には、「ヤングケアラー」とはいえません。しかし、「ヤングケアラー」ではないというだけで、子どもの権利侵害がみられる場合には、その要因を確認し、必要な支援につなげることが必要です。

【図表6】家族の状況に関するアセスメント項目

| サポートが必要な家族の有無とその状況 | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 特にいない（＝「ヤングケアラーではない」と判断 | |
| <input type="checkbox"/> 高齢 | <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い |
| <input type="checkbox"/> 障がいがある | <input type="checkbox"/> 親が多忙 |
| <input type="checkbox"/> 疾病がある | <input type="checkbox"/> 経済的に苦しい |
| <input type="checkbox"/> 精神疾患（疑いを含む）がある | <input type="checkbox"/> 生活の能力・養育能力が低い |
| <input type="checkbox"/> 日本語が不自由 | <input type="checkbox"/> |

| 子どもが行っている家族等へのサポートの内容 | |
|--|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 特にしていない（＝「ヤングケアラーではない」と判断 | |
| <input type="checkbox"/> 身体的な介護 | <input type="checkbox"/> 生活費の援助 |
| <input type="checkbox"/> 情緒的 [※] な支援 | <input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行 |
| <input type="checkbox"/> きょうだいの世話 | <input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き |
| <input type="checkbox"/> 家事 | <input type="checkbox"/> 服薬管理・投与 |
| <input type="checkbox"/> 通訳（日本語・手話） | |

※精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話などを聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

③ ヤングケアラーである子どもの状況はどうか ～子どもがサポートしている相手や時間はどうか

- 「ヤングケアラーである」ことが確認された場合には、どのような支援が必要かを検討するために、「子どもがサポートをしている相手」と「子ども自身がサポートに費やしている時間」を確認します。子どもが自身の能力で対応できる、責任のそれほど重くないサポートを行っている場合でも、サポートをするのに費やす時間の長さによっては子どもの生活が制限される「過度なケア」となっていることがあります。

- また、公的サービスの利用が必要か、どの程度必要かなどを検討するために、家庭内において「家事や家族の世話」を担える人がいるか、担う内容を増やせる余地があるかを確認します。

④ 子ども本人の認識や意向はどうか ～子ども自身がどう感じているか、どうしたいと思っているか

- ヤングケアラーへの支援においては、子どもにとってどのような状況が望ましいのかについて、子どもと一緒に考え、子ども自身の理解・納得を得ながら、支援につなげていくことが重要です。
- 子ども自身がヤングケアラーであることを認識していない、子ども自身が家族のケアにやりがいを感じている、などのケースもあります。そこで、客観的な立場から子どもの様子・状況を確認したうえで、「子ども自身が『ヤングケアラー』であることを認識しているか」「子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）」といった、子ども自身が今の状況をどう思っているのか、どうしたいのか等を把握します。
- また、子どものメンタル面での状況を踏まえ、必要な支援が行えるよう、「家族の状況やサポートしていることについて、誰かに話せているか」「子ども本人が相談できる、理解してくれると思える相手がいるか」を確認してください。

(3) 本アセスメントシートの使い方

① 既存のツールと併用して活用する

- 本アセスメントシートは、共通アセスメントシート等ではアセスメント項目の少ない「子どもの状況を確認するためアセスメントシート」という位置づけで作成しています。そのため、既存のツールを補完するものであり、既存のアセスメントシートとの併用を前提として作成しています。
- したがって、子どもの年齢や性別等の Face data や、被虐待児の特徴として見られる子どもの状況や様子、また家族に関する詳細はアセスメント項目としていれていませんので、ご注意ください。
- なお、既存のツールにヤングケアラーのアセスメント項目を追加したり、本アセスメントシートに項目や記入欄を追加するなど、利用しやすい形式に加工してご利用ください。

② 「子どもへの支援の必要性」を確認するためのツール

- 虐待を受けているリスクが高く、一時保護等の必要性が高いケースにおいては、子どもの生命の安全確保が最優先となりますが、子どもへの支援を検討するうえで、子ども自身の意見や状況を確認することは不可欠です。
- 要保護、要支援等に関係なく、すべての子どもについて、子どもに対する支援の必要性の確認が行われることを期待しています。

③ 必要に応じ、関係機関等から再度情報収集を行う

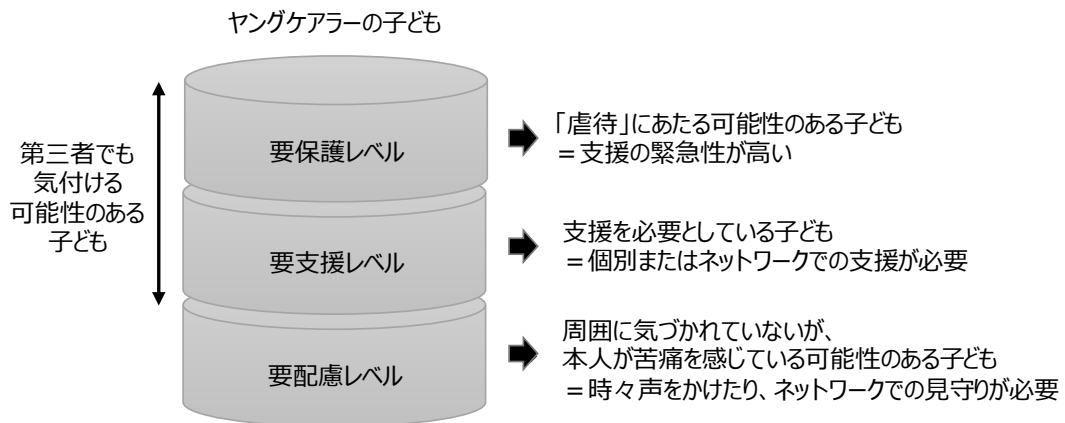
- 最初のケース会議の段階で、本アセスメントシートの項目すべてを確認することが難しいと推察されます。その場合には、学校を始めとした関係機関等から必要な情報を再収集の上、再アセスメント

を行ってください。

(4) アセスメントの結果に基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討

- アセスメントの結果、子どもの権利侵害がみられる場合には、その状況を改善し、子ども自身の権利を回復するための支援が必要となります。
- 子どものどのような権利が侵害されているか、それをどのような状況に変えていくかについて、子どもの置かれている状況や、子どもの意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援の方針を確認します。
- また、権利が侵害されていたことによる子ども自身への影響についても確認し、子どもに対する支援の必要性についても検討する必要があります。

【図表7】支援の必要性・緊急性の判断



- 冒頭に紹介した通り、ヤングケアラーは、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」です。そのため、子どもが担っている家事や家族の世話を代わりにやってくれる大人やサービスにつなげ、子どもが不適切なケアを担うことを防止し、家事や家族の世話をしている時間を減らす、ことが主な選択肢の1つになります。
- つまり、ヤングケアラーへの支援は、子どもの権利を回復するための支援ではありますが、「本来担うべき大人が担えていない」ことが課題であるため、家事援助サービスや訪問看護といった高齢福祉や障がい福祉などのサービスにつないでいくことが必要であり、児童福祉に限定されない多様な機関との連携が不可欠です。支援の方針を確認し、具体的な支援計画の作成は、これらの機関を含めた体制で実施することが重要です。

4. ヤングケアラーへの支援における留意点

(1) 「ヤングケアラー」であることを、子どもや保護者等が認識していないことを考慮した対応

－支援の必要性について、子ども自身が理解・納得できる説明等の向き合い方が重要

- ヤングケアラーへの支援の難しさの1つが、「支援が必要な状況であること」を子ども自身や保護者等が認識していないケースが多いことです。
- 支援の必要性を認識していない場合には、外部の人・機関が家庭内の事情に係ることへの抵抗感などがあり、簡単に支援につなぐことができません。
- そのため、まずは「ヤングケアラー」という概念、子どもとして守られる権利があること、そしてその本来守られるべき子ども自身の権利が侵害されている状況であることなどを、丁寧に説明し、子ども自身が自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう向き合うことから始める必要があります。また、ヤングケアラーがサポートをしている人の病気や障がいの種類によっては、子ども自身や自分の家族に対してネガティブなイメージを持ってしまうこともあるため、十分な配慮と慎重な対応が求められます。
- また、支援者の、ヤングケアラーにさせている親や家族への否定的な感情や態度により、親や家族を追い込むような非難、支援をすることで子ども自身を苦しめることのないよう、「話さなければよかった」と思わせてしまうことのないよう十分留意してください。

(2) ケアを担っていることを否定しない

- ヤングケアラーは、自分がケアをすることが当たりまえだと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合があります。
- そのため、ケアを行っていること自体を否定したり、逆にそのことを過度に評価したりするのではなく、本人の状況を認めたくて、「いつでも助けを求めている」ということや、「自分の人生を生きてもいい」ということをしっかりと伝え、他の選択肢もあるということを示すことが重要です。

(3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮

- 支援を受けることの必要性は理解・納得していても、「支援を受ける」ことに対する抵抗感があったり、「支援を受けている」という恥ずかしいと思う子どももいます。また、ヤングケアラーの場合には、「支援が必要な家族がいる」、「支援を受けなくてはいけない家庭状況である」ということを周囲に知られたくない子どももいます。
- ヤングケアラーに関する相談対応や支援にあたっては、ヤングケアラー自身やその家族が周囲から偏見をもたれないようにするために十分に配慮した対応が必要です。
- また、ヤングケアラー自身が相談したことを、家族に知られたくないという場合があります。ヤングケアラーからの相談を受けて対応する際には、その点にも留意する必要があります。

(4) 子どもに対するメンタル面でのサポートが必要

- ヤングケアラーに対する支援は、ケア対象者を福祉サービス等につなぎ、ヤングケアラー自身のケアからの解放や負担軽減を行うことだけではありません。
- ヤングケアラーである子どもたちは、支援を受けることにより、子どもとしての権利が守られるようになる一方で、ケアから解放されたり、ケアを軽減されたりすることに対する罪悪感を抱くことも多く、メンタル面でのサポートも重要になります。
- また、ケア対象者のケアが必要でなくなった後、その喪失感や無力感などから、本来抱いていた将来への夢や希望などを見失ってしまう人もいます。ヤングケアラーがケアから解放された後、自身の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり、助言したりしてくれる存在が重要です。
- ヤングケアラーは、同じ境遇の人たちと自分の状況を安心して話、共感を得られる場を、また元ヤングケアラー（ヤングケアラーではなくなった子ども）は自分の過去を振り返って皆で共有する機会を求めています。そのような場所づくりを含め、ヤングケアラーや元ヤングケアラーが相談しやすい人・機関やメンタル面でのサポート体制を考慮する必要があります。

(5) 子ども自身を必要な支援につなぐことも検討

- メンタル面以外においても、子ども自身に対する支援が必要である場合には、子ども・若者支援地域協議会に引継ぐなど、子どもが適切な支援を受けられる環境につないでいくことが必要です。

(6) 「家族調整」が必要

- 前述の通り、ヤングケアラーが発生している家庭は、ヤングケアラーがいてバランスがとれている状態となっているため、ヤングケアラーが抜けられない家族システムとなっています。そのため、ヤングケアラーへの支援においては、その家族システムの調整が必要となります。
- しかし、ヤングケアラー自身が家族に知られたくないと思っているケースもあり、家族に対する直接的なアプローチが難しい場合もあります。また、ヤングケアラーが担っているケアを、「サービス」につなぐためには、ケアを受けている側の理解と納得も必要となります。
- ヤングケアラーである子どもを孤立させないよう、守りながら、一方で、家族調整をどう行っていくか、慎重な検討と対応が求められます。

5. ヤングケアラーの早期発見・対応に向けた取組みと今後の課題

(1) 「ヤングケアラー」の理解促進・認知度の向上への取組み

- 2018年度調査において、要対協におけるヤングケアラーという概念自体の認知度がまだまだ低いことが明らかになりましたが、一般的な認知度はより低いと推察されます。
- 一方、要対協の登録ケースとしても上がってこない、また経済的に何とか自立している場合で生活保護のケースワーカーの関わりもないケースなどは、支援が必要な状況にも関わらず、そのこと自体を認識されていない場合もあることから、様々な人や機関が入り口となり、支援の対象であるべき子どもに気づける環境が必要です。
- ヤングケアラーに係る関係機関における認知度はもちろん、子どもの貧困対策などにおいて地域の人々が地域づくりとして子どもの支援を行っているケースも増えてきており、そのような居場所や活動の中からも、ヤングケアラーである子どもの情報があがってくる可能性があります。
- また、前述の通り、ヤングケアラーへの支援においては、様々な配慮が必要であり、ヤングケアラーや子どもへの支援に関する知識が必要です。
- そのような早期把握・適切な支援が行える環境をつくっていくためには、ヤングケアラーという言葉の認知度向上と、ヤングケアラーに対する正しい理解が進むよう、ヤングケアラーに関する普及啓発等の取組みを進めていく必要があります。

(2) 要対協における研修の実施

① 多様な機関がかかわる要対協での研修による効果を期待

- ヤングケアラーへの支援は、多様な機関の理解と協力が必要となります。そのため、より多くの機関にヤングケアラーのことを知ってもらえるよう、多様な機関で構成されている要対協において、ヤングケアラーに関する研修が実施されることが効果的であると考えられます。
- 要対協での取組みの1つとして、ヤングケアラーに関する研修が行われることを期待します。

② 要対協におけるヤングケアラーの取組み状況に応じたテーマ設定

- ヤングケアラーへの取組み状況は、要対協により様々です。
- 研修を実施する際には、その状況に応じたテーマや研修の対象者を設定し、段階的に内容や対象者を少しずつ広げていくことをお勧めします。
- なお、研修では、ヤングケアラーへの支援に欠かせない「子どもの権利」について改めて確認できるプログラムをぜひ組み込んでください。

【図表8】想定される研修のテーマ（例）

| 段階 | | 研修のテーマ |
|-----|-------------------|--|
| 1回目 | ヤングケアラーの 概念の認知 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーとは？ ・ヤングケアラーへの支援の必要性 ・当事者による体験談 |
| 2回目 | 発見、支援の 方向性の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの把握のためのアセスメントの視点 ・事例を使ったケーススタディ (アセスメントの演習、それに基づく支援の検討) |
| 3回目 | 具体的支援の 検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体での取組の紹介 ・個別事例の検討会（自地域では何が出来るか具体的な支援の検討） |

【図表9】研修のテーマプログラム（例1 Step1の段階のプログラム）

| 時間 | テーマ |
|-----|-------------------------------------|
| 45分 | 有識者による講演（ヤングケアラーとは、ヤングケアラーへの支援の必要性） |
| 30分 | 当事者による体験談 |
| 15分 | 質疑応答、まとめ |

【図表10】研修のテーマプログラム（例2 Step2の段階のプログラム）

| 時間 | テーマ |
|-----|--|
| 45分 | 有識者による講演 (ヤングケアラーの発見に向けて、ヤングケアラーへの支援の方向性) |
| 10分 | ヤングケアラーの把握のためのアセスメントの視点について |
| 45分 | 事例を使ったケーススタディでアセスメント～支援を検討 (個人での演習のあと、グループワークによる意見交換) |
| 5分 | 発表 |
| 15分 | 質疑応答、まとめ |

【図表11】研修のテーマプログラム（例3 Step3の段階のプログラム）

| 時間 | テーマ |
|-----|---|
| 40分 | 有識者や支援団体による講演 (他自治体や支援団体による取組の紹介) |
| 60分 | 個別事例を使った支援策についての検討会 (個人での演習のあと、グループワークによる意見交換) |
| 5分 | 発表 |
| 15分 | 質疑応答、まとめ |

【図表12】想定される研修の対象者（例）

| 段階 | 研修対象者 |
|-------|-----------------------|
| Step1 | 児童福祉分野担当者 教育委員会 |
| Step2 | 関係機関（高齢・障害・保健など） |
| Step3 | 地域（民生委員・支援団体など） 市民 |

③ ケーススタディでの事例検討

- 図表 10 の研修プログラム（例）として、「事例を使ったケーススタディでアセスメント～支援を検討」をあげています。
- 実際の研修では、次頁のような事例を用い、以下のようなグループワークを行いました。
 - ① アセスメントシートを用いて、各自でアセスメントを実施
 - ② アセスメントの結果を踏まえ
 - ・対象となる子どもについて、守られていない権利は何か
 - ・対象となる子どもについて、どのような状態を目指すか
 - ・そのために、誰が、誰に、どのような支援を行うか（短期的、長期的視点）
 についてワークを行う。
 - ③ 複数のグループがある場合には、ワークの結果について共有する。
- ヤングケアラーへの支援を考えるうえでは「子ども本人がどうしたいか」が重要であるため、この事例でケーススタディを行う場合には、「6. 本人の意向」から考えていくことがポイントになります。ぜひ一度検討してみてください。

事例 1) の本人の意向：部活をやめたくなかったが、多忙は母の役に立ちたい

→ 「役に立ちたい」と思っているが、一方で自分がやりたかった部活をあきらめてしまった部活をしながら、「役に立ちたい」という想いも大切にする方法があるか。

事例 2) の本人の意向：母が自傷行為をしないかが心配で学校に行くのも不安。

→ 子どもの「不安」をどう解消してあげることができるか。

- ・子どもがいない間に母にどう過ごしてもらうか、一緒にいてくれる人がいるか
- ・母の病気に対する子どもの理解を深めることが子どもの安心につながるか

【ケーススタディ用 事例 1】

1. 本人について

- 中学 2 年生（14 歳）、女兒

2. 家庭の状況

- 家族構成：母、本人、きょうだい 5 人（11 歳、9 歳、7 歳、4 歳、2 歳）
- 本人はきょうだいの一番上
- 父親は本人が中学に入学して間もなく蒸発
- 近くに頼れる親族はいない
- 父親がいなくなってから、母親は家計を支えるためにパートを掛けもちするようになり多忙
- 現在は生活保護の受給なし

3. ヤングケアラーと思われる子どもの状況

- 制服が汚れていたり、ほつれたままになっている
 - お弁当が常にコンビニのパンなど購入したもの（入学当初は持参の弁当のことが多かった）
 - 遅刻、欠席が増えている
 - 授業中の居眠りや宿題の提出もないことが多く、学力の低下がみられる
 - 入学当初は部活動に入っていたが、1 年生の終わりにやめた（顧問によると、1 年生後半より部活動の練習に来ないことが多くなり、遠征費などの部費が遅れることが多かった）
 - 母に代わり、食事の準備や買い物などを行い、きょうだいの食事の世話をしている
 - 幼いきょうだいの保育園への送迎や、病院の受診が必要な際には付き添いをしている
- ★ケアの期間：約 1 年前から

4. 要対協がヤングケアラーである可能性を認識したきっかけ

- 欠席などが増えてきたことで、中学の担任教師が家庭訪問をしたところ、家が散らかっている状況で、本人がきょうだいの世話をしている様子が伺えた。後日、本人が登校した際に話を聞いたところ、上述のような家事やきょうだいの送迎をしていることがわかり、中学校より要対協へ連絡。

5. 母親の認識

- 長女である本児に負担をかけているのは申し訳ないと思っているが、他に頼れる人もおらず、きょうだいも多いことから頼りにしてしまっている。

6. 本人の意向

- 部活もやめたくなかったが、多忙な母の役に立ちたい。

【ケーススタディ用 事例 2】

1. 本人について

- 小学校 6 年生（12 歳）、女兒

2. 家庭の状況

- 家族構成：父、母、本人
- 父親は単身赴任中（週末は帰ってくる時も多いが、両親の仲があまりよくない）
- 母親は精神疾患があり、通院している
- 隣の市に母方祖父母が暮らしているが、祖父母ともに働いている。また、母が祖父母と連絡を取りたがらない様子

3. ヤングケアラーと思われる子どもの状況

- 母親が本人の目の前で自傷行為をしたことがある。その影響もあり、本人も精神的に不安定な様子が見られる（以前より、表情が暗くなった）
- 欠席が多くなってきた（登校しても保健室へ行くことも多い）
- 放課後は友達と遊ぶ様子もなく、すぐに帰宅する
- 本来なら学校に行っている時間に親の通院に付き添いで来ることがある
- 母が食事の準備をできないことが多く、本人も十分な食事をとれないことも多い
- 母の調子が悪い時には買い物や洗濯などの家事をしている

★ケアの期間：9 歳頃から

4. 要対協がヤングケアラーである可能性を認識したきっかけ

- 母の通院先の病院より、学校に行っている時間に子どもが付き添いで来ることがあること、母の自傷行為による子どもへの影響が心配と連絡があった。
- 病院からの通告前に、本人の精神的な不安定さや不登校が目立つようになり、学校側が家庭へ電話、家庭訪問したものの、母親は拒否。本人も家庭や母のことはあまり話そうとせず、状況が把握できていなかった。

5. 母親の認識

- 学校に行かず一緒にいてくれる方が安心なので、本人もそれほど学校に行きたがっていないし学校にも行かなくてよいと思っている。

6. 本人の意向

- 母が自傷行為をしないか心配で学校にも行くのも不安。母のそばにいたいと思っている。